

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請が取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年4月7日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第66号

対象土地 阿南市那賀川町上福井下ノ川155番2

阿南市那賀川町上福井下ノ川155番1